

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 3 月25日
【会社名】	荏原実業株式会社
【英訳名】	EBARA JITSUGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 永島 弘人
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目14番 1 号
【電話番号】	(03)5565-2881
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 吉田 俊範
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目14番 1 号
【電話番号】	(03)5565-2881
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 吉田 俊範
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成28年3月24日開催の当社第77期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものとします。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22.5円 総額150,915,960円

効力発生日 平成28年3月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

別途積立金を1,000,000,000円増加し繰越利益剰余金1,000,000,000円を減少する。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会の規定の削除等を行うものであります。

2. 業務執行を行わない取締役との間で、責任限定契約を締結することを可能するために、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。

3. 剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするものであります。

4. 経営資源の再配分によりコアビジネスに集中させたことにより、事業目的の一部を削除するものであります。

5. 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、重複規定の整理その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、鈴木久司、永島弘人、佐藤善伸の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、中村隆、平山正剛、松崎信、橘昇の4名を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の補欠として、福島昭宏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

監査等委員以外取締役の報酬額を年額280百万円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	45,372個	158個	0個	99.2%	可決
第2号議案	43,104個	2,426個	0個	94.2%	可決
第3号議案					
鈴木 久司	45,175個	355個	0個	98.7%	可決
永島 弘人	45,289個	241個	0個	99.0%	可決
佐藤 善伸	45,310個	220個	0個	99.0%	可決
第4号議案					
中村 隆	45,132個	398個	0個	98.6%	可決
平山 正剛	44,922個	608個	0個	98.2%	可決
松崎 信	42,516個	3,014個	0個	92.9%	可決
橘 昇	42,454個	3,076個	0個	92.8%	可決
第5号議案					
福島 昭宏	44,845個	685個	0個	98.0%	可決
第6号議案	45,261個	269個	0個	98.9%	可決
第7号議案	45,195個	298個	37個	98.8%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第6号議案、第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案、第4号議案、第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会の前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上